

# マルティン・ローンハイマーの制限された政府論

## ー自然法論の立場からコロナウィルス危機を考えるー

平手 賢治 (岐阜協立大学経営学部)

キーワード：自然法論，制限された政府，法の支配，近代立憲主義，ローンハイマー

### 1 はじめに ——コロナウィルス危機は何をもたらしたか——

#### 1. 1 国家主義的イデオロギーの蔓延と反グローバリゼーションの動き

「COVID-19 (所謂 2019 新型コロナウイルス感染症) による世界規模のパンデミックを食い止めるためには、いよいよ国家が登場すべきである」。今や、このような国家主義的なイデオロギーが、蔓延している。おそろしいことに、国家財政の出動は、もはやタブーですらなくなっている。さらに、「資本家が、グローバリゼーションに固執したため、コロナウィルス危機がおこった。資本家は、すべてのものごとに対して責めを負うべきである」との主張さえも、まかり通りはじめている。

#### 1. 2 中世にあったエピソード対策

しかし、現在のパンデミックは、グローバリゼーションの結果ではなく、拡大 (福祉) 国家政策による政治的失敗によって悪化した自然災害である (Rhonheimer, 2020, par. 5)。そもそも、グローバリゼーションは、近代に至って発生した現象ではない。ネットワーク化された世界は、すでに、中世においても、存在していた。“quarantine” ([英] 検疫する, 隔離する) という言葉は, “quarantena” ([伊] 40 日間) に由来する。感染症を運んでいると考えられる船舶は, 40 日間, ヴェネチア港から離れた海上にて停泊しなければならなかった。それが, “quarantine” が, 「検閲する」ことを意味するようになった由縁である。つまり, 中世において, すでに, 公共の安全, 公衆の衛生を保護するための, 安全保障の枠組みと予防のルールが, 構築されていたのであった<sup>1)</sup>。

#### 1. 3 拡大 (福祉) 国家政策による失敗

では, 何故, 中世よりも進歩したはずの現代において, パンデミックに備えた検査設備, それどころか, 医療従事者のための防護服すら, 準備されていなかったのであろうか。それは, 現代の拡大 (福祉) 国家は, 公衆の衛生を確保するための豊富な知識・技術があるにもかかわらず, 拡大 (福祉) 国家たる故に, 他ものごとくに, つまり, 特殊利益に資することに, 夢中になってしまっていたからである。逆に言えば, 中世において, 政府は, 特殊利益に配慮する拡大 (福祉) 国家ではなかったからこそ, 共同善に仕える感染症予防策に, 政治的課題として, 高い優先順位を与えることができたのであった (Rhonheimer, 2020, par. 6) (結果的に, 人類は, 天然痘ウィルスとの戦いに成功をおさめることができた (なお, 村上 (1983), 参照))。

#### 1. 4 本稿の目的 ——制限された政府とは何か——

コロナウィルス危機は, 政府の中心的な役割が何であるかについての理解を, 私たちが取り戻すための

善ききっかけであろう。日本政府は、米国政府などとは異なり、PCR 検査を抑制・制限したため、コロナウィルスによる死者数を、先進国の中でもっとも少なく抑え込むことに成功した (2020. 07. 08 現在)。すなわち、PCR 検査に関して、日本は、拡大国家的ではなく、制限国家的であったことが、コロナウィルス死亡者数抑制について、日本が成功することができた一因であるとも、考えられるのである。そこで、本稿では、自然法論の立場から、特に、現代自然法論の泰斗マルティン・ローンハイマー (Martin Rhonheimer, 1950-) の見解を忠実に参照しながら、今一度、「政府の中心的な役割は一体何か」、「制限された政府とは一体何か」ということについて、検討してみることにしたい (Rhonheimer, 2020, par. 10)。

## 2 自由市場経済、制限された政府、キリスト教

### 2. 1 自由市場経済の前提条件としての制限された政府

まず、本章〔第2章〕では、自由市場経済、制限された政府、キリスト教の関係を、歴史的に考察してみよう。

#### 2. 1. 1 制限された政府の特徴 ——最低かつ強力な国家——

そもそも、制限された政府とは、国家権力と国家責任の範囲が、一定の活動範囲に限定された政府 (国家) を意味する。すなわち、政府は、その活動範囲を、①法の支配 (市民の権利と自由を確保する法秩序を保障すること、つまりは、正義の実現) と、②安全保障 (国内の治安を維持し、国外の脅威に対処すること、つまりは、平和の維持) に、限定される (なお、山田, 2019, pp. 117-9)。

それ故、制限された政府は、2点の特徴を備えている (Rhonheimer, 2016, p. 12)。第1に、制限された政府は、最低限かつ補完的である。制限された政府は、政府機能の拡大により、市民の自由が脅威にさらされることを防ぐために、市民社会によって果たすことができる機能を、引き受けることはない。第2に、制限された政府は、正義の実現と平和の維持という意味において、きわめて強力である。制限された政府は、すべての人に、同じルールを課すことにより、市場社会の枠組みを維持し、それによって、市場が共同善の実現に向けて機能することを、強力で押し進める。

#### 2. 1. 2 <国家と社会>との区別

最低かつ強力な国家は、国家と社会との明確な区別とそれに対応する役割の明確な区別を前提とする (山田, 2019, pp. 128-9)。すなわち、企業家や慈善家は、社会において、自らの能力と自由をもって、個人や特定の集団の個別具体的なニーズを充足するために、イニシアティブを発揮してゆく (なお、平手, 2018, 参照)。一方、最低かつ強力な国家は、企業家や慈善家はそのイニシアティブを発揮することができるよう、法的および技術的な条件を創り出し、それによって、市民が自由に経済活動、慈善活動ができるよう、促してゆく (なお、Sarah, 2016, 参照)。要するに、最低かつ強力な国家は、市民社会がその役割を果たすことができる余地を、十分に残しておくのである (Rhonheimer, 2016, p. 12, なお、バルツェロビッチ, 2019, 参照)。

#### 2. 1. 3 <国家と宗教>との区別

最低かつ強力な国家は、政治と宗教との明確な区別とそれに対応する役割の明確な区別 (人定法と自然法との区別) を前提とする。すなわち、国家権力は、宗教的なあがないを約束する役割を自ら放棄する。つまり、国家権力に相対するものとして、宗教的制度とその権威を、国家権力から自由にしておく。そうす

ることによって、国家権力は、それ自体が限定なきものになることを防ぎ、そして、それ自体の役割を現世的な役割に限定する。政治と宗教との明確な区別は、国家権力が、それ自体、道徳的な源泉あるいは究極的な道徳規範であることを、放棄することを意味している。よって、制限された政府とは、究極的な真理を主張し、あがないを約束する国家ではない。制限された政府とは、〈社会と国家〉との区別と〈宗教と国家〉との区別を前提とした、非宗教国家なのである（Rhonheimer, 2016, p.13）。

## 2. 2 制限された政府の前提条件としてのキリスト教

### 2. 2. 1 〈救済の論理〉と〈創造の論理〉との区別

人類の歴史上、〈社会と国家〉との区別、〈宗教と国家〉との区別に大きな貢献をなし、制限された政府（法の支配の原理と自由市場の原理）という政治文化を育んだのは、キリスト教とその文明にほかならなかった。

キリスト教は、歴史上初めて、現世的なものごとは、啓示された宗教から自律し、現世固有の論理を持つことを認めた、宗教である。つまり、キリスト教は、〈救済の論理〉と〈創造の論理〉とを明確に区別し、法を、宗教にその根拠を求めることのない、最初の宗教であった。一方、イスラム教は、啓示された宗教とその聖なる文書に基づいて、宗教と法と政治は、唯一の源泉があると主張した。従って、イスラム教には、〈救済の秩序〉と〈創造の秩序〉との区別はない。それ故、イスラム教において、政府は、原理に基づいて制限されることはなく、政府は、啓示された宗教の論理の一部であり、啓示された宗教の論理に服従しなければならなかった（Rhonheimer, 2016, p.14）。

### 2. 2. 2 キリスト教の二元主義についての歴史的な展開

キリスト教は、救済と創造との区別、宗教と政治との区別、教会と国家との区別という、その二重性において、時に交わり、時に衝突し、西洋の歴史を形作ってきた。そこで、教会と国家との歴史的な展開が、5つ段階を経てきたことを、以下にみてみよう（Rhonheimer, 2013, pp. 342-428, Rhonheimer, 2016, pp. 15-7）。

#### 2. 2. 2. 1 第1段階 ——アラリックのローマ劫掠——

当初、キリスト教徒は、その多くが、ローマ人であった。ローマ人の多くは、ローマ帝国が繁栄するためには、真なる神を崇拝することが必要であると考えていた。キリスト教は、帝国が繁栄するための宗教として、選ばれたのである。しかし、このような宗教と政治との一体化は、410年アラリックのローマ劫掠（Sacco di Roma）により、政治的にも、宗教的にも、大きく揺らぐことになった。約束されたローマの繁栄が、異教徒によって、踏みにじられ、その結果、キリスト教に基づく、帝国ローマの神学的な基盤が、揺らいだのであった。

#### 2. 2. 2. 2 第2段階 ——『神の国』——

異教徒の勝利に対して、聖アウグスティヌス（Augustinus, 354-430）は、著書『神の国』（*De civitate Dei*）をもって応答した。聖アウグスティヌスは、教会と帝国との関係、すなわち、宗教的な真理と政治的な繁栄との結びつきを、解消することをもって、宗教と政治との明確な分離のための新たな出発点を提供したのであった。

#### 2. 2. 2. 3 第3段階 ——政治的アウグスティヌス主義——

しかし、ローマ帝国崩壊後、教皇たちは、フランク人の王と同盟を結び、そして、最終的には、カール大帝（シャルルマーニュ（Charlemagne, 742-814））のもとで、西ローマ帝国を復活させる。その結果、現世

的な権力は、教会の超自然的な目的に奉仕しなければならないとの考え（政治的アウグスティヌス主義）が生まれた。すなわち、司教や司祭は、霊的な権威だけでは達することのできないものを、現世的な権力という強制手段をもって、達成していったのであった。しかし、皮肉なことに、教会は、帝国の政治システムに統合されてゆき、司教は、現世的な君主となっていったのであった。

#### 2. 2. 2. 4 第4段階 ——教皇革命——

教皇グレゴリウス7世 (Gregorius VII, 1020-1085) は、このような動きに対して、強く反対した。教皇グレゴリウス7世は、宗教と政治の二元主義を再定立し、そして、教皇の至上権の観点から現世的な権力を超えた霊的な権力の優位性を主張したのであった<sup>2)</sup> (教皇革命) (Berman, 1983, p. 85)。

それ故、第1に、皇帝は、教会の司教ではなく、教会の息子である、ことが強調される。その結果、教皇革命は、現世的な権力を、根本から非神聖化し、市民生活と政治生活における新たな世俗的な精神を育むための条件を作り出した。

そして、第2に、教会は、現世的な権力の行使を評価する立場に立つ、ことが強調される。その結果、現世的支配者（皇帝、王、君主）は、司牧的な論理の内部（つまり、道徳的な問題）においては、霊的な権威（教会）によって究極的に解釈される道徳規範に従うということが確立された。

教皇革命は、①政治権力の相対化と②公的な法文化の創造をもたらしたのであった。

#### 2. 2. 2. 5 第5段階 ——教皇の至上権の反作用としての近代領域国家の誕生——

確かに、教皇の至上権は、司牧的な論理内部において、主張された。しかし、教皇は、教会法という手段と封建主義の論理<sup>3)</sup>によって、現世的な権力の秩序に法的に介入していった。その結果、司牧的な介入は、不可避免的に、政治的にならざるをえなかった。ここにおいて、皮肉なことに、教皇の至上権は、近代領域国家による主権（国家の対外的な法的独立性）の主張という形で、挑戦を受けることになった。これが、宗教改革後、宗教的な自由はないが、宗教的な平和を確立するために、宗教的な分断を図り、告白国家を作り出す、近代の絶対権力（絶対主義国家）の起源であった。そして、近代の絶対権力を飼い慣らすために、①法の支配、②市民の自由、③憲法上の制約（司法権の独立など）からなる、近代立憲主義国家が誕生することになったのである。

#### 2. 2. 3 <宗教と政治>との区別＝<自然法と人定法>との区別

キリスト教の二元主義についての歴史的な展開は、宗教的な権威によって解釈された秩序を政治が実現しなければならない文明圏（イスラム文明圏など）では、決して起こりえなかった。それどころか、キリスト教の二元主義は、いかなる現世的な政治権力からも独立し先行し優越しており、いかなる政府も必ず従わなければならないとして制度的にも保障しなければならない、善悪の基準（つまり、自然法）が存在する、ということを示したものである (Rhonheimer, 2016, p. 18)。

#### 2. 3 <自由市場経済 ← 制限された政府 ← キリスト教>という関係

##### 2. 3. 1 <自由市場経済 ← 制限された政府 ← キリスト教>

以上より、自由市場経済の前提条件として制限された政府が存在し、制限された政府の前提条件としてキリスト教の存在があったことが明らかとされた。要するに、<自由市場経済 ← 制限された政府 ← キリスト教>という関係が成り立っている。従って、これらの関係を前提とするならば、社会正義を定立することを目論んで、高い税を課すことを通じて所得と財産を再分配する、国家介入は、不当である。国家による社会保障システムは、市民を国家官僚に依存させ、それによって、責任と連帯という社会的な集

団（特に、家族）を解体する。個人、家族、社会がすべきことを国家が奪うことは、補完性の原理の侵害である。このような介入は、効率的ではなく、そして、道徳的ですらない。このような介入は、国家財政を破綻させ、インフレを引き起こし、もっとも不利な人々を犠牲にする（Rhonheimer, 2016, p. 21）。

### 2. 3. 2 カトリック信徒の責任

少なくとも、カトリック信徒は、決して、福祉国家の擁護者であってはならない。まずは、自由の擁護者でなければならない。すなわち、市民の中でもっとも貧しい者ともっとも困窮している者のニーズに適合するよう、人格的責任と自由な企業家精神を、まずは、守らなければならない。なぜなら、富の源泉は、国家（政府）ではなく、創造性と独創性をもった企業家たちだからである（なお、平手, 2020, 参照）。そもそも、企業家の創造性と独創性は、自由市場経済においてのみ、存在しえる。自由市場経済は、社会正義を法制化することを断固拒絶し、また、共同善に重大な損害を与えるに違いない活動を断固拒絶する、制限された政府においてのみ、存在しえる（なお、宗教社会学の観点から、Stark, 2006, 経済学の観点から、バルツェロビッチ, 2019, 参照）。そして、何よりも、制限された政府は、キリスト教の二元主義のもとにおいて、初めて成立したことに、思いが至るべきである（Rhonheimer, 2020, p. 22）。

## 3 制限された政府についての自然法論的考察

### 3. 1 制限された政府論

さて、本章〔第3章〕では、制限された政府を、法哲学的に考察してみよう。

#### 3. 1. 1 制限された政府論の意義

国家権力の濫用を防ぎ、そして、市民の基本的な自由権を保障することを目的として、政府は、独立した司法による法的制約によって、制限されなければならない。上述したように、このような構想を、制限された政府論という。市民の基本的な人権を保障するために、「人の支配」ではなく、「法の支配」を確立する、近代的な構想といってもよいであろう。

#### 3. 1. 2 近代立憲主義としての制限された政府論

制限された政府は、2つの次元から構成された多層的な法体系を前提とする。制限された政府は、①国民を代表し、憲法を制定する集団の「構成する権力」の次元と、②制定された憲法の法的な条項によって秩序づけられかつ制限されている「構成された権力」の次元からなる（シイエス, 2011, 参照）。それ故、制限された政府は、立法権、司法権、執政権という形で権力を分立し各権力相互間の「抑制と均衡」をはかる（芦部, 1992, 参照）。制限された政府は、近代立憲主義と同義である。

### 3. 2 近代立憲主義の歴史的前提条件としての絶対主義

#### 3. 2. 1 絶対主義の意義とその法原理的な基底

制限された政府は、近代初期に現れた、主権領域国家と絶対君主政（絶対主義）に対抗するものとして、歴史上、登場した<sup>4)</sup>。

絶対主義は、完全な権力を君主政の統治者に与え、理論上は、君主政の統治者を、法の上位に、位置づけた。それ故、君主政の統治者は、その意志に従って（意のままに）、支配することが可能となった<sup>5)</sup>（Rhonheimer,

2019, p. 440)。

絶対主義の法理論的な基底は、ローマ帝国時代の法原理である、「法とは、統治者を喜ばせる何ものである」(*lex est quod principi placuit*) に由来する。かかる原理によって、立法者は、法に服するのではなく、法から免れていることを正当化した(「統治者は、法に拘束されず」(*princeps legibus solutus est*))。絶対主義では、君主が臣民に課税するまたは君主が臣民を処分する場合、君主に制限が課されることはなかったのであった<sup>6)</sup>。

### 3. 2. 2 絶対主義と中世の君主政との相違

絶対主義は、中世の君主政とは、まったく異なるものであることに注意しなければならない。そもそも、中世の君主政において、法は、王によって形成変更されるものではなく、伝統と慣習においてすでに存在するものと考えられていた。それ故、王は、かかる法の裁定者そして施行者にすぎなかったのである<sup>7)</sup> (Rhonheimer, 2019, p. 440)。

確かに、中世においても、いかなる法にも拘束されることのない、権力濫用形態が、都市国家において、存在していた。しかし、それは、絶対的なものではなく、統治者個人の権力濫用の形態にすぎなかった<sup>8)</sup>。要するに、ある種の専制政治であった。しかも、中世において、専制政治は、道徳的に誤っておりかつ政治的にも誤ったものとして、理解されていた。対照的に、絶対主義は、絶対君主によって具体化された公共的な理由に基づく、原理的でしかも優れた政府形態として、その擁護者たちによって、理解され、そして、推し進められていった (Rhonheimer, 2019, p. 440)。

かかる絶対主義的な支配への抵抗(名誉革命(Glorious Revolution)、フランス革命(Révolution française))が、議会が統治する君主政を再定立し、さらには、徐々に議会主権を生み出していった。それ故、近代立憲主義は、個人の自由、基本的人権、制限された政府を強調するかざりで、政府についての中世の理解に矛盾対立することはなかったのである。

### 3. 3 制限された政府についての中世的な要素

そもそも、制限された政府には、3つの中世(前近代)的な要素が存在していた (Rhonheimer, 2019, pp. 441-3)。

#### 3. 3. 1 中世的な要素① ——政治的アリストテレス主義——

第1は、中世の政治的アリストテレス主義である。政治的アリストテレス主義とは、専制君主は、共同善のために統治するのではなく、(共同善を犠牲にして)専制君主の個人的な善を追求する支配者である、それ故、専制君主に対して抵抗し、そして、専制君主を権力から退けることは、道徳的に正当なおこないである、というものである。

#### 3. 3. 2 中世的な要素② ——公会議主義——

##### 3. 3. 2. 1 公会議主義

第2は、中世の公会議主義である。公会議主義は、パドヴァのマルシリウス(Marsilio da Padova, 1275?-1342?)とオッカムのウィリアム(William of Ockham, 1285-1347)によって提唱された。公会議主義とは、そもそも、教皇は公会議において統一された司教団によって選ばれることから、教皇は司教たちに責任を負っており、従って、教皇が自分の責務を果たさなかったあるいは教皇を選出した司教団の意志に反して行動した場合に、処分されることは正当である、というものであった。

### 3. 3. 2. 2 社会契約論

14世紀終わりに、公会議主義は、ジャン・ジェルソン（Jean Gerson, 1363-1429）によって、政治理論に組み込まれ（Tierney, 1997）、そして、16～17世紀にかけて、公会議主義は、契約主義と人民主権論と融合した。その結果、社会契約論が、誕生した。統治者と被治者は、保護と服従を旨とする契約関係にあり、もし、統治者が契約に反した（人民の保護を怠った）ならば、人民の服従という法的義務は解消され、人民が抵抗することは合法的なものになる、とされた。

### 3. 3. 2. 3 カルヴァン主義

特に、カルヴァン主義においては、不誠実なカトリックの君主による政府を、人民に対する不法な暴力として見なし、王に対する暴力的な抵抗を合法的なものとした<sup>9)</sup>。カルヴァン派は、13世紀以来法学者の中で一般的であった「力は、力をもって撃退することが許される」（*vim vi repellere*）（正当防衛）とのローマ法の法源を根拠に、専制政治に対する正当な抵抗というカトリックの教義を効果的に用いた。その結果、カルヴァン派は、中世の政治思想と近代の政治思想を架橋したのであった。

### 3. 3. 3 中世的な要素③ ——法の支配の伝統——

第3は、中世の法の支配の伝統である。法の支配は、法学者や政治家によって、コモン・ローというアングロ・サクソンの伝統の中から、生み出されていった。中でも、ヘンリー・ブラクトン（Henry Bracton, ?-1268）の『イングランドの法と習慣について』（*De Legibus et Consuetudinibus Angliae*）とエドワード・コーク（Edward Coke, 1552-1634）が起草した「権利の請願」（Petition of Right）（恣意的逮捕、議会の同意なき課税などの禁止）を想起すれば明らかであろう。

## 3. 4 ジョン・ロックの正当な政府についての自然法論

制限された政府についての3つの中世的な要素（①政治的アリストテレス主義、②公会議主義、③法の支配の伝統）は、絶対主義と闘ったジョン・ロック（John Locke, 1632-1704）という一人の哲学者に、流れ込んでゆく。ロックの代表的著作『統治二論』（*Two Treatises of Government*）を見ていくことにしよう。

### 3. 4. 1 ジョン・ロックの『統治二論』

ジョン・ロックは、国王権力の絶対性と神聖性（王権神授説）を説いたロバート・フィルマー（Robert Filmer, 1588?-1653）の家父長的な理論についての批判を、『統治二論』「前編 統治について」（以下、「第1論文」とする）において、おこなった（ロック, 2010, pp. 601～2, 604～6 [加藤解説], 参照）。続いて、『統治二論』「後編 政治的統治について」（以下、「第2論文」とする）において、はじめて、ロックは、自らの政治理論を、明らかにした。すなわち、ロックは、正当な政府についての自然法論（つまりは、絶対主義後の近代自然法論）を論じたのであった。ロックの政治理論において、自然法は、あらゆる正当な政府についての目的を明らかにし、正当な政府のおこないの境界を画するものであった。ロックにおいて、中世の伝統が結びつき、そして、新たな政治思想が形成される出発点となったのである（Rhonheimer, 2019, p. 443）。

### 3. 4. 2 リチャード・フッカーの影響

ロックの自然法論は、ロックの一世紀前に生きていた、エリザベス朝時代の英国国教会の神学者であったリチャード・フッカー（Richard Hooker, 1554-1600）の強い影響の下で、形作られている（フッカーに

については、ロック、2010、pp.309～10の註(3)、参照、なお、ロックとフッカーとの関係については、A. Passerin d' Entrèves, 1939, Rosenthal, 2008, 参照)。ロックは、「第2論文」において、フッカー著『教会政治の法則について』(*The Laws of Ecclesiastical Polity*)<sup>10)</sup>を、複数回にわたって、引用する。

そもそも、フッカーは、英国国教会におけるトマス主義復興運動の信奉者であった(フッカーの自然法論の評価については、平手、2019、pp.62～3、参照)。従って、ロックは、フッカーを通じて、(間接的ではあるが、)トマス主義自然法論の影響を受けていたのであった。

### 3. 4. 3 トマス・アクィナスの影響

ロックによれば、人間の立法権の正当な行使は、自然法によって定められ、そして、制限されている。自然法は、書かれざる法である。それ故、自然法が効果を発揮するためには、解釈されそして適用されなければならない。自然法の諸原理を具体化するこれらの人定法は、最終的には、司法権によって行使される。さらに、自然法の教えに反して立法化されるものは、正当な法ではない、なぜなら、そのような人定法は、人定法の目的に他ならぬものを欠いているからである(ロック、2010、pp.456～7(§136)、さらに、ロック、2010、pp.457～8のロック自身の註、参照)。このような見解は、自然法に矛盾する法は、法ではなく、むしろ暴力である、とした、アクィナスに酷似している(なお、ST I-II, 96, 4, ST I-II I-II, 93, 3, ad 2, 参照、なお、平手、2019、pp.67～8、参照)。ロックは、フッカーの影響の下で、アクィナスの自然法論を、異なる文脈においてではあるが、絶対主義の拒絶として、仕立て直しているのである(Rhonheimer, 2019, p.444)。

### 3. 4. 4 ジョン・ロックの抵抗権論

よって、ロックの自然法論(つまり、制限された政府論)は、中世にみられた、専制的な政府に対する抵抗権思想の復活であった(ロック、2010、第18章、参照)。ロックによれば、専制政治(暴政)とは、「人が、その手中に握る権力を、その権力の下にある人々の善のためではなく、自分自身の私的で、単独の利益のために利用することである」(ロック、2010、p.536(§199))。従って、ロックは、専制政治は共同善に対立すると考え、政府が共同善への方向づけを欠くことをもって、抵抗権の正当化のための、まさに合理的な根拠としたのであった(Rhonheimer, 2019, p.445)。

以上より、制限された政府とは、抵抗権の制度化である。近代立憲主義は、自然法をもって、政府を制限し、その自然法は、アリストテレス＝トマス・アクィナス起源のものであり、正当な政府とその目的が共同善であることを明らかにする(なお、山田、2019、pp.100-11、参照)。そこで、近代立憲主義とトマス・アクィナス(Thomas Aquinas, Tommaso d' Aquino, 1225?-1274)の見解(混合政体論)との結びつきを、以下に、検討してみよう。

### 3. 5 トマス・アクィナスの混合政体論

アクィナスの混合政体論は、一般的に指摘されるように、アリストテレス(Aristoteles, 前384-前322)から受け継がれたものである。しかし、アクィナスの混合政体論とアリストテレスの混合政体論とは、かなり異なっている(Rhonheimer, 2019, p.446)。

#### 3. 5. 1 混合政体論におけるアリストテレスとトマス・アクィナスとの相違

##### 3. 5. 1. 1 相違点① ——重視するものの相違——

第1に、混合政体論の目指すところが異なっている。そもそも、アリストテレスの混合政体論は、階級

間のバランスをとることによって、政治的な安定を確保することを重視していた（なお、岩田，2010，pp. 51～8，参照）。が、一方、アキナスの混合政体論は、政府が、法と調和することを、そして、法によって秩序づけられることを重視していた<sup>11)</sup>。すなわち、アキナスは、政府は、個人によってではなく、法によって、つまり、共同善を目指す「理性の秩序づけ」(*ordinatio rationis*)によって（ST I-II，90，4），制限されることが重要であると、考えていたのであった<sup>12)</sup>（Rhonheimer，2019，p. 446）。

### 3. 5. 1. 2 相違点② ——<政治的な支配>の意味の相違——

第2に、<政治的な支配>の意味するところも異なっている。そもそも、アリストテレスは、<法的な支配>、<政治的な支配>、<独裁的な支配>との3つに政体を区別し、そこから、健全なものと堕落したものを導く。アリストテレスは、中でも、<政治的な支配>を支持した。アリストテレスにとって、<政治的な支配>とは、統治者と被治者が職務の交代という意味で交代が可能である政府であった（なお、岩田，2010，pp. 47-8，参照）。が、しかしながら、アキナスにとって、<政治的な支配>とは、一部分だけを支配することを、つまり、法によって抑制され、制限された支配（つまり、<法による支配（rule by law）>）を意味していた<sup>13)</sup>。アキナスは、法によることのない人の支配を通じた<絶対的な支配>を、<法による支配>の対立概念としてとりあげ、<絶対的な支配>と<法による支配>とを区別したのであった<sup>14)</sup>（Rhonheimer，2019，p. 447）。

### 3. 5. 2 トマス・アキナスの反専制政治的な混合政体論

以上より、アキナスの混合政体論は、<法による支配>を、目指すものであった。すなわち、法的に無制約な王権は、（すべての市民による、（君主を含む）すべての役職への、選挙をともなった、）政府の貴族政的要素および民主政的要素と組み合わせられるべきである、そうすれば、法が普及し、専制政治の危険が回避され、政府は共同善に向けられる。なぜなら、君主政的要素、貴族政的要素、民主政的要素の組み合わせが、あらゆる社会集団の利益を代表することを保障するからである<sup>15)</sup>。このようにして、法は、恣意的な権力の濫用を防ぐことになる（Rhonheimer，2019，p. 447）。以上の如く、アキナスは、考えたのであった<sup>16)</sup>。

### 3. 5. 3 混合政体論と制限された政府論との相違

但し、アキナスの混合政体論は、“rule of law（法の支配）”という近代的な意味における制限された政府論ではない。というのも、アキナスの混合政体論には、政府権力の行使を抑制または制限するための規定が、混合政体の中に組み込まれていないからである。この点を捉え、ローンハイマーは、アキナスが主張していることは、“rule of law（法の支配）”ではなく、“rule by law（法による支配）”にすぎないと、的確に、指摘する。アキナスにとって、法が有効であるのは、制度的な取り決めによるものではなく、あくまでも、政府に参加する人々の美徳によるものであった（Rhonheimer，2019，p. 447）。

とはいえども、注意しなければならない点は、「法による支配」ではなく、「人による支配」（専制政治）に対する、アキナスの懸念である。これこそが、アキナスの真の遺産であり、ロックへと受け継がれていったものであることに、注意しなければならない。

### 3. 6 自然法による人定法の制約

では、「法による支配（rule by law）」の下で、人定法は、何故、制約されるのであろうか。人定法が制約される理由は、以下の3点である。

### 3. 6. 1 人定法が制約される理由① ——自然法との矛盾を避けるため——

#### 3. 6. 1. 1 自然法の優位性

人定法が制約される第1の理由は、自然法との矛盾を避けるためである。そもそも、政府を制限するにあたっての根本的な指針となる法とは、ロックがフッカーを引用しつつ指摘した如く、「神の法と自然法」以外にはありえない（ロック、2010、p. 458（§ 136））、なお、神法について、Brague、2007、参照）。つまり、ロックにとって、法秩序は、＜神の法－自然法－人定法＞の三層からなり、自然法は、政治社会が存在する以前に、すでに存在し、そして、道徳的な拘束力をもっていた（Rhonheimer、2019、p. 448）。

#### 3. 6. 1. 2 制度的な取り決め

しかし、自然法は、自然状態において、影響力を持たない場合がある。その場合、ロックは、統治者の美德ではなく、制度的な取り決めにおいて、自然法の優位性<sup>17)</sup>を確保しようとした。すなわち、ロックは、政府を担当する人々の道徳的な美德によってではなく、制限された政府についての制度的な取り決めによって<sup>18)</sup>、政治的な共同善を確保する制度と手続を保障しようとしたのであった（Rhonheimer、2019、p. 448）。

### 3. 6. 2 人定法が制約される理由② ——平和の維持と正義の実現のため——

#### 3. 6. 2. 1 政治的な共同善の構成要素

人定法が制約される第2の理由は、平和と正義を確保するためである。そもそも、人定法は、＜平和と正義を確保するために＞という政治目的に限定して、制定される。それ故、政府は、制限される。つまりは、政府は、制限された政府となる。政治的に考えるならば、共同善の構成要素は、平和の維持と正義の実現であり、人間存在を充足するという道徳的な卓越性（美德の完成）を確保することではない（Rhonheimer、2019、p. 449）。

#### 3. 6. 2. 2 トマス・アクィナスのリベラルな加害防止原理

アクィナスも、人定法は、「人々を徳へと導く」（ST、I-II、96、2 ad 2）ためにあることを否定する。そして、人定法は、「人間社会が保持せられないような、他人に害悪を及ぼすごとき悪徳を禁止する」（ST、I-II、96、2）ためにあるとする。要するに、アクィナスは、リベラルな加害防止原理を、すでに、主張していたのであった（Rhonheimer、2019、p. 448）。すなわち、共同体の人定法は、市民が平和と正義の中でもに生活するために厳密に求められる最低限の道徳規範を遵守することを、市民に、法的な義務として、課していたのであった。人定法は、正義と平和という共同善の実現という目的のためにのみ限定（制限）して、制定されるのである<sup>19)</sup>。

### 3. 6. 3 人定法が制約される理由③ ——人定法の本質によるところのため——

人定法が制約される第3の理由は、人定法の働きによるところのもののためである。そもそも、人定法は、永遠法（神法）には達しえない。なぜなら、神法の目的は、人間の道徳的卓越性を獲得することであり、それは、神法のみがなすところのものであるからである。従って、人定法は、その本質上、神法または自然法に矛盾する行為の遂行を要求しないことをもって、その役割（平和の維持と正義の実現という政治的な共同善が要請するもの）を十分に果たしているといえる（Rhonheimer、2019、p. 449）。人定法は、自然法が禁じているところのすべてを禁止することはできないし、その必要もないのである（ST、I-II、96、2、ad 3）。人定法は、人間の外的な行為についてだけ、その判断が許される。つまりは、人定法は、意志の内的な働きについて判断することは許されない。それは、神法の立法者たる神だけが、なすところのものである（ST、I-II、100、9）。

### 3. 7 人間本性の毀損と制限された政府論

では、そもそも、何故、人間は、政府を必要としているのか。

#### 3. 7. 1 政治的自然〔本性〕主義

アウグスティヌス主義の伝統によれば、人間は、原罪の結果、政府を必要としている、と考えられている。しかしながら、アクィナスは、政府は、共同善への秩序づけを図る権力として、人間にとって、自然本性的なものであると考えている（政治的自然〔本性〕主義）(Rhonheimer, 2019, p. 450)。

#### 3. 7. 2 人間本性の毀損

そもそも、原罪後の人間本性の状態は、墮落を意味するものではなく、それ自体に任せられている (*natura sibi relicta*) 状態である。すなわち、人間本性は、超自然的な恩寵の助けと神の賜物を欠いている状態である。超自然的な恩寵と神の賜物は、ともに、自然本性を高め、そして、自然本性を超え、それによって、最大限までに人間本性の内的な潜在能力を発揮するよう、みちびいてゆく。つまり、人間本性の毀損は、恩寵によって、治癒される。その意味で、人間本性の毀損は、人間本性に与えられた傷である。従って、現実世界における人間本性の脆弱性と無秩序は、人間本性の腐敗の兆候ではない (Rhonheimer, 2019, p. 450)。

#### 3. 7. 3 混合政体論から制限された政府論へ

それ故、アクィナスは、君主が、完璧に有徳であり、徳が保障され、従って、政府が墮落しないならば、君主政による統治は、あらゆる政体の中で、最善のものであろう、と述べる。しかし、完全な徳というものには、少数の者にしかみいだされない。君主政は、簡単に、専制政治（僭主政）へと墮落してしまう (ST, I-II, 105, 1)。だからこそ、アクィナスは、混合政体は、恣意的な権力によってではなく、法によって、政府を保障するが故に、この世において、最善の政府形態である、とするのであった (Rhonheimer, 2019, p. 451)。

しかしながら、法が本当に支配するためには、司法統制という意味において、人定法に制限をかける、ある種の制度的な取り決めが、必要である（現代の制度的な取り決めについて、平手, 2009, 参照）。人は、人間の美德があることに依拠するのではなく、むしろ、美德が欠けていることが多くして悪しき行動がかなり一般的である現実〔政治の〕世界を直視し、もっぱら「法の支配 (rule of law)」を保障することによって、制度を構築すべきなのである (Rhonheimer, 2019, p. 451)。

### 3. 8 ローンハイマーの制限された政府論

—— “rule by law (法による支配)” と “rule of law (法の支配)” ——

以上より、アクィナスに代表される中世の “rule by law (法による支配)” と、ロックに代表される近代の “rule of law (法の支配)” との相違が、いよいよ、明らかになってきたであろう。

#### 3. 8. 1 トマス・アクィナスの “rule by law (法による支配)”

アクィナスの “rule by law (法による支配)” についての理論は、「最善の法」の支配は「最善の人間」の支配よりも好ましいとの、アリストテレス主義に基づいている。しかし、アクィナスは、制限された政府という制度的な取り決めによる、“rule of law (法の支配)” についての理論を、明確には、述べてはいない。すなわち、確かに、混合政体論は、人間の弱点を克服し、そして、法による政府を可能にすること

を意図した、制度的な取り決めである。が、ローンハイマーが指摘するように、法を司る人々を超えて、何らかの仕方で法を配置する“rule of law(法の支配)”という要素を、欠いているのである<sup>20)</sup>(Rhonheimer, 2019, p. 451)。むしろ、アキナスは、統治する人々の美德に最終的に依拠する“rule by law(法による支配)”についての理論を、明確に、述べている(ST, I-II, 96, 5 ad 3, 参照)。何故、このようなことになったのか。それは、アキナスには、絶対主義の経験がなかったからに他ならない(Rhonheimer, 2019, p. 452)。

### 3. 8. 2 制限された政府という近代立憲主義的な構想についてのトマス・アキナスの位置

以上からして、法の支配とは、中世の思想の単なる復活ではない。法の支配は、近代における新たなる独創的な構想である。法の支配、つまり、制限された政府という近代立憲主義的な構想は、政治制度についての法理論であり、その多くは、アングロ・サクソンの慣習法の伝統とイングランドの議会主義にその源をもっている(Rhonheimer, 2019, p. 452)。

しかし、その一方で、制限された政府という近代立憲主義的な構想は、古代から中世に至る古い伝統に深く根ざして形作られている、という事実もまた見落としてはならない。ローンハイマーが指摘するように、アキナスは、絶対主義に直面した近代の思想家たちに、①人定法の尺度としての自然法についての理論、②共同善に向けて政府を制限するための混合政体という立憲的な取り決めについての理論、以上の2点において、近代立憲主義(制限された政府)にとって決定的に重大な役割を果たす基盤を提供したのであった(Rhonheimer, 2019, p. 453)。

## 4 おわりに ——コロナウィルス危機は何をもたらずのか——

本稿を閉じるにあたって、自然法論の立場から、コロナウィルス危機は、何を問題として浮かびあがらせ、そして、今後何をもちたらずのか、を簡単に整理しておきたい。

### 4. 1 誰の失敗で生じたのか

第1に、コロナウィルス危機は、政府が市民の包括的な医療から撤退することについて、私たちが考える善いきっかけである。コロナウィルス危機は誰の失敗で生じたのか、もう一度確認すべきである。もちろん、失敗しているのは、福祉国家(EU諸国)であり、拡大国家(アメリカ合衆国)であり、その究極形態である現代管理国家(中華人民共和国<sup>21)</sup>)である<sup>22)</sup>(Rhonheimer, 2020, par. 6)。

### 4. 2 繁栄はどこからもたらされるのか

第2に、コロナウィルス危機は、繁栄はどこからもたらされるのかについて、私たちが考える善いきっかけである。コロナウィルス危機は、私たちの繁栄は政府とその官僚機構に由来するものではないことを明らかにした(Rhonheimer, 2020, par. 11)。政府は、莫大な金銭を(税金という形で)手に入れる機会を、常に狙っている。しかし、危機を克服するのは、企業家、投資家の利益追求的それ故イノベーティブな活動(つまり、市場経済)に他ならないのである(Rhonheimer, 2020, par. 13)。

### 4. 3 何をもちたらずのか

第3に、コロナウィルス危機は、世界が、より資本主義的であり、より企業家に優しく、より革新的なものになる、善いきっかけを与えるはずである(Rhonheimer, 2020, par. 13)。つまり、コロナウィルス危機

による IT 技術の利用拡大は、イノベーションを大幅に加速し、資本主義のダイナミクスをよりいっそう刺激する (Rhoneimer, 2020, par. 14)。コロナウィルス危機は、確かに、平等はもたらさない。しかし、多くの人々が、貧困から抜けだし、穏当な繁栄を享受できるようになるきっかけとなるであろう (Rhoneiemr, 2020, par. 15)。

但し、国家主義者による心地よい再分配のスキームをもってしても、コロナウィルス危機後の資本主義的な世界が、推し進められた場合にのみ、上で述べられたことが、当てはまることは当然である。コロナウィルス危機後の世界は、私たちの今後の判断と行動に、かかっているのである。

以上

### 【註】

- 1) 中世の都市には、エピソードが発生した場合に備えて、到着した旅行者を隔離するための区画が、城壁近くにあったといわれている。
- 2) 教皇ゲラシウス 1 世 (Gelasius I, ?-496) の「この世は聖俗二つの権力によって統治されている」(両剣論)、ミラノの聖アンブロシウス (Ambrosius, 340?-397) の「皇帝は、教会の中におり、教会の上にはいない」(*Imperator intra ecclesiam, non supra ecclesiam*) との見解も、同趣旨である。
- 3) カノッサの屈辱 (Umiliazione di Canossa, 1077) を想起せよ。
- 4) 制限された政府 (近代立憲主義) は、トマス・アクィナスの時代には、存在していなかった。それ故、アクィナスは、近代立憲主義者ではない。
- 5) 17 世期の絶対主義国家の理論も、君主の意志は、共同体全体の利益を、神の命令によって具体化し、それ故、君主の意志それ自体は、絶対に誤ることはない、と主張した。
- 6) 絶対主義の下では、市民は、存在しない。あるのは、国家権力の恣意的な行使から自身の権利・自由を守る術を持たない、臣民である。
- 7) それ故、中世において、絶対主義は、認識することができない政府形態であった。
- 8) 従って、中世の専制政治は、政治形態と呼べるようなものではなかった。
- 9) 但し、歴史的には、カルヴァン主義は、当初、アウグスティヌス主義の影響により、専制政治は、その統治下にある人々の罪に対する神の罰として、人々は耐え忍ばなければならない、と考えていた。
- 10) 訳者加藤節は、『政治社会としての教会の法』と訳すべきとしている (ロック, 2010, p. 304 の訳註 (4), 参照)。
- 11) 確かに、アクィナスは、君主政が、理論的には、最善の政府形態である、と主張している。しかし、アクィナスは、君主政は、政府の合法性を保証できず、専制政治に墮落するであろう、と考えている (アクィナス, 2009)。
- 12) かかる意味において、アクィナスは、(法の支配という意味での) 制限された政府論のさががけであった。
- 13) その結果、アクィナスは、法による支配がもっとも保障され、それによって、共同善へ政府を方向づけることを保障するようなある種の政府を見いだすことに向かっている。
- 14) <絶対的な支配>と<法による支配>とを区別する、アクィナスの考えは、君主政に対するアリストテレスの否定的な評価と、結果的に一致している。アリストテレスは、人間の魂は感情に影響を受けるが、法にはそのような感情がない (アリストテレス, 1961, p. 147)、それ故、「最善の人間」の支配よりも、「最善の法」の支配が、

優先されるべきであると、主張している。

15) 従って、君主政、貴族政、民主政、それぞれの純粋な形態は、法の政治的な支配の観点から、拒絶されるべきである (Blythe, 1997, p. 563)。

16) 伝統的自然法論者ヨハネス・メスナー (Johannes Messner, 1891-1984) の一種のコーポラティズムは、アキナスの混合政体論の本質を正確に捉えている。

17) 但し、ロックにおいて、立法の正誤に関する基準 (すなわち、立法以前に存在する、立法を制限する理由であり、そして、立法を制限する基準であるもの) は、平等な社会で生活し、そして、ともに協働するための、個人の基本権 (すなわち、生命、自由、財産の権利) であることに注意しなければならない。

18) 憲法を制定するということは、主として基本権 (自然権) という形で自然法についての基準を法的に効力あるものであることを、保障することである。

19) アキナスは、「人定法の目的は、国家の現世的な静穏さ *temporalis tranquillitas* であり、(人定) 法は、国の平和な状態をかきみだすにいたりうような諸々の悪に関するかぎり、人々の外的な行為を抑制することによってこの目的に到達するのである」と述べる (ST, I-II, 98, 1)。

20) ジョン・フィニス (John Finnis, 1940-) は、ローンハイマーの立場とは異なり、アキナスは制限された政府論 (「法の支配」) を述べている、との立場をとっていると考えられる (Finnis, 1988, pp. 258-66, 参照)。

21) なお、枢機卿ジョセフ・ゼン (Cardinal Joseph Zen (陳日君), 1932-) は、宗教の自由と経済の自由との関係を論じるにあたって、中国共産党が、「宗教の自由」を、途方もなく重大なそして残忍な仕方、如何に侵害しているかを、具体的な事例を挙げて、告発している (Zen, 2016)。

22) 日本政府は、市場を信頼せず、マス・メディアに煽られ、マスクを何とある種の配給制としてしまった。その結果、異物混入問題、受注企業先公表問題など様々な問題が生じただけでなく、マスクそのものも、通常の市場価格に落ち着き、一般市民が手に入れることができるようになった後に、配給されたこともあったようである (所謂アベノマスク問題)。

## 【参考文献】

トマス・アキナス (柴田平三郎訳) (2009), 『君主の統治について —— 謹んでキプロス王に捧げる ——』岩波書店。

アリストテレス (高田三郎訳) (1961), 『政治学』岩波書店。

芦部信喜 (1992), 『憲法学 I —— 憲法総論 ——』有斐閣。

岩田靖夫 (2010), 『アリストテレスの政治思想』岩波書店。

シイエス (稲本洋之助=伊藤洋一=川出良枝=松本英実訳) (2011), 『第三身分とは何か』岩波書店。

高橋広次 (2016) 『アリストテレスの法思想 —— その根底にあるもの ——』成文堂。

レシェク・バルツェロヴィチ (平手賢治訳) (2019), 『制限された国家に向けて』, 志學館法学部『志學館法学』第20号, pp. 209-42。

平手賢治 (2009), 「レシェク・バルツェロヴィチの制度論 —— 体制移行論の基礎としての制度論 —— (1・2 完)」, ユーラシア研究所『ロシア・ユーラシア経済』第919号, pp. 36-47, 第922号, pp. 32-51。

平手賢治 (2018), 「自然法論におけるリーダーの使命 —— 稲盛和夫の『フィロソフィ』と小倉昌男の『経営学』 ——」, 『経済社会学会年報』第40巻, pp. 95-106。

平手賢治 (2019), 「ジョン・ダニエル・ワイルドの自然法論序論 —— 古典的自然法論の歴史的展開 ——」, 岐阜

- 協立大学学会『岐阜協立大学論集』第53巻第1号, pp. 55-71。
- 平手賢治 (2020), 「自然法論における企業家の役割 ——教会の反資本主義的態度に対するマルティン・ローンハイマーの批判——」岐阜協立大学地域創生研究所『地域創生』第39集, pp. 17-27。
- 三島淑臣 (1993), 『現代法律学講座3 法思想史〔新版〕』青林書院。
- 村上陽一郎 (1983), 「ペスト大流行 ——ヨーロッパ中世の崩壊——」岩波書店。
- 山田秀 (2019), 『人間と社会 ——自然法研究——』成文堂。
- ジョン・ロック (加藤節訳) (2010), 『完訳 統治二論』岩波書店。
- Harold J. Berman (1983), *Law and Revolution: The Formation of the Western Legal Tradition*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (ハロルド・J・バーマン (宮島直機訳) (2011) 『法と革命 I ——欧米の法制度とキリスト教の教義——』中央大学出版部, ハロルド・J・バーマン (宮島直機訳) (2010) 『法と革命 II ——ドイツとイギリスの宗教改革が欧米の法制度に与えた影響——』中央大学出版部)。
- James M. Blythe (1986), “The Mixed Constitution and the Distinction between Regal and Political Power in the Work of Thomas Aquinas,” *Journal of the History of Ideas* 47, 1986, pp. 547-65, repr. in John Dunn and Ian Harris, ed., *Aquinas*, vol. 2, Cheltenham; Lyme: Elgar, 1997, pp. 375-93.
- Remi Brague (2007), *The Law of God: The Philosophical History of an Idea*, Chicago: University of Chicago Press.
- A. Passerin d' Entrèves (1939), *The Medieval Contribution to Political Thought: Thomas Aquinas, Marsilius of Padua, Richard Hooker*, Oxford: Oxford University Press, 1939, repr. New York: Humanities Press, 1959.
- John Finnis (1988), *Aquinas: Moral, Political, and Legal Theory*, Oxford: Oxford University Press.
- Martin Rhonheimer (2013), “Christianity and Secularity: Past and Present of a Complex Relationship,” in *The Common Good of Constitutional Democracy: Essays in Political Philosophy and on Catholic Social Doctrine*, Washington, DC: Catholic University of America Press, pp. 342-428.
- Martin Rhonheimer (2016), “The Contribution of Christianity to the Idea of Limited Government,” in Kevin Schmiesing, ed., *One and Indivisible: The Relationship between Religious and Economic Freedom*, Acton Institute, pp. 11-22.
- Martin Rhonheimer (2019), “St. Thomas Aquinas and the Idea of Limited Government,” in *Journal of Markets & Morality* Volume 22, Number 2, pp. 439-55.
- Martin Rhonheimer (2020), “What Comes after the Coronavirus Crisis: More Socialism or More Capitalism?,” in <https://austrian-institute.org/en/blog/what-comes-after-the-coronavirus-crisis-more-socialism-or-more-capitalism/> (07.08.2020 現在)
- Alexander S. Rosenthal (2008), *Crown Under Law: Richard Hooker, John Locke, and the Ascent of Modern Constitutionalism*, Lanham: Rowman & Littlefield.
- Cardinal Robert Sarah (2016), “Preseving Religious Liberty in an Age of Expanding Government,” in Kevin Schmiesing, ed., *One and Indivisible: The Relationship between Religious and Economic Freedom*, Acton Institute, pp. 41-54.
- Rodney Stark (2006), *The Victory of Reason: How Christianity Led to Freedom, Capitalism, and Western Success*, New York: Random House.
- Brian Tierney (1997), *The Idea of Natural Rights: Studies on Natural Rights, Natural Law, and Church Law 1150-1625*, Grand Rapids: Eerdmans.

Cardinal Joseph Zen(2016), “Economic Openness and Religious Repression: The Paradox of China,” in Kevin Schmiesing, ed., *One and Indivisible: The Relationship between Religious and Economic Freedom*, Acton Institute, pp.31-8.